

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

# 福 島 県 報

## 目 次

○ 保安林の指定施業要件を変更する予定である旨通知があった件	五九
○ 県営土地改良事業計画を変更した件	五九
○ 道路の区域を変更する件	五九
○ 福島県収入証紙の売りさばき人として指定した件	五九
公 告	
○ 落札者を決定した件	五九
○ 土地改良区の役員が退任した旨届出があった件	五九
○ 土地改良区の役員が就任した旨届出があった件	五九
福島県選挙管理委員会	
○ 政治団体設立の届出があった件	五九
○ 政治団体の届出事項の異動の届出があった件	五九
○ 政治団体の解散の届出があった件	五九
○ 資金管理団体の届出があった件	五九
○ 資金管理団体の届出事項の異動の届出があった件	五九
○ 資金管理団体の届出事項の異動の届出があった件	五九
○ 政治団体の収支報告書の要旨を告示する件二件	五九

## 告 示

### 福島県告示第七百九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨農林水産大臣から通知があった。

令和二年十月二十七日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
南会津郡南会津町八総字三ツ岩甲一〇九九
  - 二 保安林として指定された目的  
水源の涵養
  - 三 変更後の指定施業要件
    - 1 立木の伐採の方法
      - (一) 主伐に係る伐採種は、定めない。
      - (二) 主伐として伐採をすることができるとする立木は、南会津町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
      - (三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
    - 2 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。
- （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び南会津町役場に備え置いて縦覧に供する。）

（森林保全課）

### 福島県告示第七百十号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十八条第一項の規定により、錦・関田地区に係る県営農山漁村地域復興基盤総合整備事業（農地整備事業）を行うための土地改良事業計画を変更した。この変更後の関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和二年十月二十七日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 縦覧に供する書類  
土地改良事業変更計画書の写し
- 二 縦覧の期間  
令和二年十月二十八日から  
同 年十一月十六日まで（二十日間）
- 三 縦覧の場所  
いわき市役所

（農村計画課）

### 福島県告示第七百一十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県県中建設事務所で令和二年十月二十七日から二週間一般の縦覧に供する。

令和二年十月二十七日

福島県知事 内堀雅雄

変更前	敷地の幅員	延	長
-----	-------	---	---

路線名	区間	変更後の変更別	(メートル)	(メートル)
県道郡山湖南線	郡山市逢瀬町多田野字新池下一〇番一地先から同市逢瀬町多田野字新池下一四番一地先まで	変更前 変更後	一一・〇〇 一一・〇〇	一三七・〇〇 一三七・〇〇

(道路計画課)

福島県告示第七百二十二号

福島県収入証紙条例(昭和三十九年福島県条例第九十号)第六条第一項の規定により、福島県収入証紙の売りさばき人として令和二年十月十九日次のとおり指定した。

令和二年十月二十七日

氏名又は名称 住所

指定の有効期間

福島県知事

内堀雅雄  
売りさばき所の名称及び所在地

会津総合開発株式会社 喜多方市字大谷地 八〇一四番地の二

令和二年一月二日から  
令和七年九月三〇日まで  
会津平和自動車学校  
河沼郡会津坂下町大字福原字長泥八番地

(出納総務課)

公 告

公告第230号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける福島県情報通信ネットワークシステムファイアウォール及びロードバランサの賃貸借について、次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。)第12条及び福島県財務規則(昭和39年福島県規則第17号)第274条の11第1項の規定により公告する。

令和2年10月27日

福島県知事 内堀雅雄

- 落札に係る借入物品の名称及び数量  
福島県情報通信ネットワークシステムファイアウォール及びロードバランサ 一式
- 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地  
福島県企画調整部情報統計総室情報政策課 福島県福島市杉妻町2番16号
- 落札者を決定した日  
令和2年9月17日
- 落札者の氏名及び住所  
東日本電信電話株式会社 東京都新宿区西新宿三丁目19番2号
- 落札金額  
45,210,000円
- 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 特例政令第6条の公告を行った日  
令和2年8月7日

(情報政策課)

公告第二百三十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任した旨届出があった。  
令和二年十月二十七日

福島県知事 内堀雅雄

土地改良区の名称  
東根堰土地改良区

退任した役員  
氏名

住所

理事 鈴木 藤壽 伊達市伏黒字堤下三一番地

（農村計画課）

公告第二百三十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任し、及び就任した旨届出があった。  
令和二年十月二十七日

福島県知事 内堀雅雄

土地改良区の名称  
井上用水堰土地改良区

退任した役員  
氏名

住所

理事 下山田 嘉七 いわき市山田町大津二三番地

同 蛭田 和夫 市山田町法田八〇番地

同 逸見 功 市田人町旅人字井戸沢四一番地

同 芳賀 茂 市沼部町金山一八番地

同 澤田 廣平 市山田町滑沢一番地

同 瀬谷 進一 市山田町林崎一三八番地

同 下山田 守一 市山田町大津二五番地

同 相原 豊 市山田町古川六九番地

同 大井川 英夫 市山田町井上六番地

同 北郷 泰 市山田町上野一三五番地

就任した役員  
住所

理事 蛭田 和夫 いわき市山田町法田八〇番地

同 澤田 廣平 市山田町滑沢一番地

同 芳賀 茂 市沼部町金山一八番地

同 瀬谷 進一 市山田町林崎一三八番地

同 蛭田 賢一郎 市山田町梅平四二番地

同 蛭田 忠昭 市川部町松ノ下一三番地の一

同 永山 了一 市山田町大津一二番地  
同 北郷 泰 市山田町上野一三五番地  
同 油座 純生 市山田町井上二七番地の五  
同 蛭田 結城 市川部町富沢一三番地

（農村計画課）

福島県選挙管理委員会

福島県選挙管理委員会告示第三十九号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号。以下「法」という。）第六条第一項の規定により、政治団体から次のとおり政治団体設立の届出があった。  
令和二年十月二十七日

福島県選挙管理委員会  
委員長 遠藤 俊博

一 政党の支部  
1 法第十九条の七第一項第一号に係る国会議員関係政治団体とみなされる政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	公職の種類（第一号）	一以上の市町村等の区域を単位として設けられる支部	届出年月日
立憲民主党 福島県第1区総支部	金子 恵美	中川 誠一	福島市泉字 泉川三四一	衆議院議員	○	令和二年 一〇月一 二日
立憲民主党 福島県第3区総支部	玄葉 光一	濱 秀夫	須賀川市本 町三一二	衆議院議員	○	令和二年 一〇月五 日
立憲民主党 福島県第4区総支部	小熊 慎司	廣岡 久	会津若松市 東栄町四一 一七	衆議院議員	○	令和二年 九月二八 日

2 国会議員関係政治団体以外の政党の支部

引地真後援会	磐陽会	「佐藤 孝」後援会	かにまき尚武後援会	政治団体の名称
引地 真	坂本 竜太郎	佐藤 孝	五十嵐 正典	代表者の氏名
引地 美穂	森 博	秦 研治	鈴木 敏美	会計責任者の氏名
伊達郡国見町大字徳江字	いわき市植田町南町一―二―一六	伊達郡国見町藤田字南四五―五	耶麻郡北塩原村大字大塩字中島道北五―一―一	主たる事務所の所在地
令和二年九月	令和元年一月二一日	令和二年一月一日	令和二年七月二二日	届出年月日

二 その他の政治団体  
国会議員関係政治団体以外の政治団体

立憲民主党福島県総支部連合会	自由民主党福島県本宮市・安達郡第一支部	自由民主党福島県郡山市第五支部	自由民主党磐梯町支部	政治団体の名称
金子 恵美	佐藤 政隆	鈴木 優樹	鈴木 久一	代表者の氏名
亀岡 義尚	本田 茂	岩本 泰征	山野 憲雄	会計責任者の氏名
福島市大町七―二五	本宮市荒井字三本松六	郡山市安積町成田字成田八〇	耶麻郡磐梯町大字磐梯字金上壇二五七―一	主たる事務所の所在地
○	○	○	○	一以上の市町村等の区域を単位として設けられる支部
令和二年一月二二日	令和二年九月一日	令和二年一月六日	令和二年七月二〇日	届出年月日

自由民主党福島県第一選挙区支部	政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	内容	異動年月日
亀岡 偉民	自由民主党只見町支部	中野 大徳	主たる事務所の所在地	新	令和二年九月一日
久保田 千尋	中野 大徳	南会津郡只見町叶津字居平四四三―三	南会津郡只見町大字只見字宮前一三三―一	旧	
令和二年八月二二日	前川 治二	藤田 力			

福島県選挙管理委員会告示第四十号  
政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七条第一項の規定により、政治団体から次のとおり届出事項の異動の届出があった。  
令和二年十月二十七日  
福島県選挙管理委員会  
委員長 遠藤 俊博

福嶋あずさサポーターズ	福嶋 あずさ	福嶋 健二	沼田三六一―三	月二四日
福島県改革協議会	瓜生 信一郎	亀岡 義尚	福島市大町七―二五	令和二年八月二八日
松浦かずこ後援会	松浦 和子	加藤 恵市	伊達郡国見町大字山崎字滝山原一―四	令和二年一月一日
横山ひでと後援会	横山 秀人	横山 啓子	相馬郡飯館村飯樋字八和木五五	令和二年八月二〇日

二 その他の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	内 容	異動年月日
今村ゆたか後援会	杉本 義隆	会計責任者の氏名	西山 典友	令和二年九月二三日
亀岡よしたみ後援会	千葉 政行	会計責任者の氏名	久保田 千尋	令和二年八月二一日
坂本剛二後援会	大平 良夫	国会議員関係政治団体の区分	国会議員関係政治団体以外の政治団体	平成三〇年十一月三日
ひさの三男後援会	吉田 喜一	公職の候補者の氏名及び公職の種類(第号)	坂本 剛二 衆議院議員	令和二年九月二一日
福島あずさサポーターズ	福島 あずさ	代表者の氏名	吉田 喜一	令和二年九月二一日
福島県農業者政治連盟そうま支部	濱田 賢次	代表者の氏名	濱田 賢次	平成三一年一月二一日
吉田雅人後援会	吉田 雅人	主たる事務所の所在地	いわき市常磐西郷町金 いわき市常磐西郷町岩	令和二年八月五日

在地 山二二二 崎一五

福島県選挙管理委員会告示第四十一号  
 政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十七条第一項の規定により、次のとおり政治団体の解散の届出があった。  
 令和二年十月二十七日

福島県選挙管理委員会  
 委員長 遠藤 俊博

一 政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日
国民民主党福島県津若松市支部	宮下 雅志	令和二年九月二一日
国民民主党福島県総支部連合会	小熊 慎司	令和二年九月二一日
国民民主党福島県第1行政区支部	亀岡 義尚	令和二年九月二一日
国民民主党福島県第3行政区支部	渡部 優生	令和二年九月二一日
国民民主党福島県第4区総支部	小熊 慎司	令和二年九月二一日
自由民主党磐梯町支部	卯月 光則	令和二年四月三日
自由民主党福島県郡山市第六支部	柳沼 純子	令和元年十一月三〇日
立憲民主党福島県連合	古市 三久	令和二年九月二四日

二 その他の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日
福島あずさサポーターズ	福島 あずさ	令和元年十二月二二日
柳沼純子連合後援会	土屋 繁之	令和元年十一月三〇日
柳沼純子を囲む会	柳沼 純子	令和元年十一月三〇日

福島県選挙管理委員会告示第四十二号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第二項の規定により、次のとおり資金管理団体の届出があった。

令和二年十月二十七日

福島県選挙管理委員会

委員長 遠藤 俊博

資金管理団体の届出をした者（代表者）の氏名	坂本 竜太郎	佐藤 孝	引地 真	横山 秀人
公職の種類	福島県議会議員	国見町長	国見町長	飯舘村議会議員
資金管理団体の名称	磐陽会	「佐藤 孝」後援会	引地真後援会	横山ひでと後援会
主たる事務所の所在地	いわき市植田町南町一―二―二六	伊達郡国見町藤田字南四五―五	伊達郡国見町大字徳江字沼田三六―三	相馬郡飯舘村飯樋字八和木五五
指定年月日	平成三〇年十一月一日	令和二年九月二〇日	令和二年九月二三日	令和二年九月一日

福島県選挙管理委員会告示第四十三号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項第三号の規定により、次のとおり資金管理団体の届出事項の異動の届出があった。

令和二年十月二十七日

福島県選挙管理委員会

委員長 遠藤 俊博

資金管理団体の届出をした者の氏名	水野 さち	水希会	異動事項	主たる事務	会津若松市	会津若松市	令和二年四月
資金管理団体の名称							
異動事項							
内容	新	旧	異動年月日				

子

所の所在地 東栄町四―一七 大塚二丁目 一―七―一八

福島県選挙管理委員会告示第四十四号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項第二号の規定により、次のとおり資金管理団体でなくなった旨の届出があった。

令和二年十月二十七日

福島県選挙管理委員会

委員長 遠藤 俊博

資金管理団体の届出をした者の氏名	柳沼 純子	資金管理団体の名称	資金管理団体でなくなった年月日
	柳沼純子を囲む会		令和元年十一月三〇日

福島県選挙管理委員会告示第四十五号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十二条第一項の規定により提出された政治団体の平成三十年分から令和元年分までの収支報告書の要旨は、次のとおりである。

令和二年十月二十七日

福島県選挙管理委員会

委員長 遠藤 俊博



支 出 の 内 訳																	
経 常 経 費					政 治 活 動 費											うち、 交付金 支 出	資 産 等 の 有 無
人 件 費	光 熱 水 費	備 品 ・ 消 耗 品 費	事 務 所 費	計	組 織 活 動 費	選 挙 関 係 費	機 関 紙 誌 の 発 行 そ の 他 の 事 業 費					調 査 研 究 費	寄 附 ・ 交 付 金	そ の 他 の 経 費	計		
							機 関 紙 誌 の 発 行 事 業 費	宣 伝 事 業 費	政 治 資 金 パ ー ティー 開 催 事 業 費	そ の 他 の 事 業 費	小 計						
(円)	(円)	(円) 7,662	(円)	(円) 7,662	(円) 129,496	(円) 100,000	(円)	(円)	(円)	(円)	(円)	(円)	(円)	(円)	(円)	(円) 229,496	(円)

支 出 の 内 訳																	
経 常 経 費					政 治 活 動 費											うち、 交付金 支 出	資 産 等 の 有 無
人 件 費	光 熱 水 費	備 品 ・ 消 耗 品 費	事 務 所 費	計	組 織 活 動 費	選 挙 関 係 費	機 関 紙 誌 の 発 行 そ の 他 の 事 業 費					調 査 研 究 費	寄 附 ・ 交 付 金	そ の 他 の 経 費	計		
							機 関 紙 誌 の 発 行 事 業 費	宣 伝 事 業 費	政 治 資 金 パ ー ティー 開 催 事 業 費	そ の 他 の 事 業 費	小 計						
(円)	(円)	(円)	(円)	(円)	(円)	(円)	(円)	(円)	(円)	(円)	(円)	(円)	(円)	(円)	(円)	(円)	(円)

支 出 の 内 訳																	
経 常 経 費					政 治 活 動 費											うち、 交付金 支 出	資 産 等 の 有 無
人 件 費	光 熱 水 費	備 品 ・ 消 耗 品 費	事 務 所 費	計	組 織 活 動 費	選 挙 関 係 費	機 関 紙 誌 の 発 行 そ の 他 の 事 業 費					調 査 研 究 費	寄 附 ・ 交 付 金	そ の 他 の 経 費	計		
							機 関 紙 誌 の 発 行 事 業 費	宣 伝 事 業 費	政 治 資 金 パ ー ティー 開 催 事 業 費	そ の 他 の 事 業 費	小 計						
(円)	(円)	(円)	(円)	(円)	(円)	(円)	(円)	(円)	(円)	(円)	(円)	(円)	(円)	(円)	(円)	(円)	(円)

支 出 の 内 訳																	
経 常 経 費					政 治 活 動 費											うち、 交付金 支 出	資 産 等 の 有 無
人 件 費	光 熱 水 費	備 品 ・ 消 耗 品 費	事 務 所 費	計	組 織 活 動 費	選 挙 関 係 費	機 関 紙 誌 の 発 行 そ の 他 の 事 業 費					調 査 研 究 費	寄 附 ・ 交 付 金	そ の 他 の 経 費	計		
							機 関 紙 誌 の 発 行 事 業 費	宣 伝 事 業 費	政 治 資 金 パ ー ティー 開 催 事 業 費	そ の 他 の 事 業 費	小 計						
(円)	(円)	(円) 2,480	(円)	(円) 2,480	(円) 62,280	(円) 200,000	(円)	(円)	(円)	(円)	(円)	(円)	(円)	(円)	(円)	(円) 262,280	(円)



〔平成30年分：通常・政党〕

政治団体の名称	報告年月日	収入・支出の総額		収入の内訳（※印は、内訳明細を別に記載してあるもの）														
		収入総額	支出総額	前年繰越額	党費・会費		寄附							事業収入	借入金	交付金収入	その他の収入	
					金額	員数	個人	うち、特定寄附	法人その他の団体	政治団体	小計(ア)	うち、あつせんによるもの	政名寄附(イ)					合計(ア)+(イ)
自由民主党 磐梯町支部	2.4.3	(円) 316,462	(円) 237,158	(円) 198,462	(円) 18,000	(人) 17	(円)	(円)	(円)	(円)	(円)	(円)	(円)	(円)	(円)	(円)	(円) ※ 100,000	(円)

〔平成30年分：通常・資金管理団体〕

政治団体の名称 届出者 (公職の種類)	報告年月日	収入・支出の総額		収入の内訳（※印は、内訳明細を別に記載してあるもの）														
		収入総額	支出総額	前年繰越額	党費・会費		寄附							事業収入	借入金	交付金収入	その他の収入	
					金額	員数	個人	うち、特定寄附	法人その他の団体	政治団体	小計(ア)	うち、あつせんによるもの	政名寄附(イ)					合計(ア)+(イ)
磐陽会 坂本竜太郎 (福島県議会議員)	1.11.21	(円)	(円)	(円)	(円)	(人)	(円)	(円)	(円)	(円)	(円)	(円)	(円)	(円)	(円)	(円)	(円)	(円)

〔平成30年分：通常・その他の政治団体〕

政治団体の名称	報告年月日	収入・支出の総額		収入の内訳（※印は、内訳明細を別に記載してあるもの）														
		収入総額	支出総額	前年繰越額	党費・会費		寄附							事業収入	借入金	交付金収入	その他の収入	
					金額	員数	個人	うち、特定寄附	法人その他の団体	政治団体	小計(ア)	うち、あつせんによるもの	政名寄附(イ)					合計(ア)+(イ)
福島あずさサポーターズ	2.6.15	(円)	(円)	(円)	(円)	(人)	(円)	(円)	(円)	(円)	(円)	(円)	(円)	(円)	(円)	(円)	(円)	(円)
星公正後援会	2.3.27																	

〔令和元年分：通常・政党〕

政治団体の名称	報告年月日	収入・支出の総額		収入の内訳（※印は、内訳明細を別に記載してあるもの）														
		収入総額	支出総額	前年繰越額	党費・会費		寄附							事業収入	借入金	交付金収入	その他の収入	
					金額	員数	個人	うち、特定寄附	法人その他の団体	政治団体	小計(ア)	うち、あつせんによるもの	政名寄附(イ)					合計(ア)+(イ)
自由民主党 磐梯町支部	2.4.3	(円) 297,304	(円) 264,760	(円) 79,304	(円) 18,000	(人) 17	(円)	(円)	(円)	(円)	(円)	(円)	(円)	(円)	(円)	(円)	(円) ※ 200,000	(円)

平成30年分

政党

本部又は支部から供与された交付金に係る収入の内訳

政治団体の名称	交付金を供与した本部 又は支部の名称	金額（円）
自由民主党磐梯町支部	自由民主党福島県支部連合会	100,000

令和元年分

政党

本部又は支部から供与された交付金に係る収入の内訳

政治団体の名称	交付金を供与した本部 又は支部の名称	金額（円）
自由民主党磐梯町支部	自由民主党福島県支部連合会	200,000

福島県選挙管理委員会告示第四十六号  
政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定により提出  
された政治団体の令和元年分及び令和二年分の収支報告書の要旨は、次のとおりである。  
令和二年十月二十七日

福島県選挙管理委員会  
委員長 遠藤 俊博







令和元年分

1 資金管理団体

寄附の内訳（同一のものから年間5万円を超える寄附があったもの）

政治団体の名称	寄附者の区分	寄 附 者 の 氏 名 ・ 名 称	寄 附 金 額 (円)	住 所 ・ 所 在 地
柳沼純子を囲む会	個人	鈴木 和男	275,000	郡山市
		柳沼 純子	1,200,000	〃

2 その他の政治団体

寄附の内訳（同一のものから年間5万円を超える寄附があったもの）

政治団体の名称	寄附者の区分	寄 附 者 の 氏 名 ・ 名 称	寄 附 金 額 (円)	住 所 ・ 所 在 地
柳沼純子連合後援会	政治団体	柳沼純子を囲む会	1,600,000	郡山市